

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現行			
(貸付けの限度額等) 第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。				〔同左〕 第5条 〔同左〕			
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限
事業開始資金	〔略〕			事業開始資金	〔略〕		
事業継続資金	〔略〕			事業継続資金	〔略〕		
技能習得資金	1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中3年を超えない範囲において 月額 50,000円 2 自動車運転免許を受ける場合 460,000円	(略)	据置期間経過後20年以内	技能習得資金	〔同左〕	(略)	据置期間経過後10年以内
就職支度資金	〔略〕			就職支度資金	〔略〕		
住宅資金	〔略〕			住宅資金	〔略〕		
転宅資金	〔略〕			転宅資金	〔略〕		
医療介護資金	〔略〕			医療介護資金	〔略〕		
生活資金	知識技能を習得している期間中 月額 141,000円	(略)	据置期間経過後20年以内	生活資金	〔同左〕	(略)	据置期間経過後10年以内
	医療若しくは介護を受けている期間又は失業している期間のうち離職の日から1年を超えない範囲内の期間（以下「失業貸付期間」という。）中 月額 103,000円	(略)	据置期間経過後5年以内				
結婚資金	〔略〕			結婚資金	〔略〕		
修学資金	〔略〕			修学資金	〔略〕		
就学支度資金	〔略〕			就学支度資金	〔略〕		

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。